

## 6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成26～30年度）

## (1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<b>一 般 会 計 歳 入 総 額</b>	<b>1 046 791</b>	<b>1 021 753</b>	<b>1 027 740</b>	<b>1 036 440</b>	<b>1 056 974</b>
租 税 及 び 印 紙 収 入	539 707	562 854	554 686	587 875	603 564
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	450	455	470	502	507
政 府 資 産 整 理 収 入	14 788	3 490	3 842	2 782	2 680
雑 収 入	48 557	47 115	48 946	57 413	50 984
公 債 金 受 入	384 929	349 183	380 346	335 546	343 954
前 年 度 剰 余 金 受 入	58 360	58 657	39 450	52 323	55 284

(資料) 財務省「平成30年度決算の説明」

## (2) 国税収入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<b>国 税 収 入 総 額</b>	<b>578 492</b>	<b>599 694</b>	<b>589 562</b>	<b>623 803</b>	<b>642 241</b>
<b>一 般 会 計 分</b>	<b>539 707</b>	<b>562 854</b>	<b>554 686</b>	<b>587 875</b>	<b>603 564</b>
所 得 税 分	167 902	178 071	176 111	188 816	199 006
源 泉 分	140 267	147 732	144 860	156 271	165 650
申 告 分	27 635	30 340	31 251	32 544	33 356
法 人 税	110 316	108 274	103 289	119 953	123 180
相 続 税	18 829	19 684	21 314	22 920	23 333
消 費 税	160 290	174 263	172 282	175 139	176 809
酒 税	13 276	13 380	13 195	13 041	12 751
た ば こ 税	9 187	9 536	9 142	8 642	8 613
揮 発 油 税	24 864	24 646	24 342	23 962	23 478
石 油 ガ ス 税	97	92	87	82	76
航 空 機 燃 料 税	521	513	514	522	527
石 油 石 炭 税	6 307	6 304	7 020	6 908	7 014
電 源 開 発 促 進 税	3 211	3 159	3 197	3 257	3 220
自 動 車 重 量 税	3 728	3 849	3 915	3 778	3 944
国 際 観 光 旅 客 税	-	-	-	-	69
関 税	10 731	10 487	9 390	10 241	10 711
と そ の 他 税	100	99	98	99	103
印 紙 収 入	0	0	0	0	0
<b>交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分</b>	<b>29 544</b>	<b>31 609</b>	<b>29 756</b>	<b>30 628</b>	<b>33 259</b>
地 方 法 人 税	10	5 161	6 292	6 539	6 806
地 方 揮 発 油 税	2 660	2 637	2 605	2 564	2 512
石 油 ガ ス 税 ( 譲 与 分 )	97	92	87	82	76
航 空 機 燃 料 税 ( 譲 与 分 )	149	147	147	149	150
自 動 車 重 量 税 ( 譲 与 分 )	2 558	2 642	2 687	2 593	2 707
特 別 と ん 税	125	124	123	123	128
地 方 法 人 特 別 税	23 945	20 806	17 816	18 578	20 879
<b>国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分</b>	<b>1 421</b>	<b>1 475</b>	<b>1 414</b>	<b>1 337</b>	<b>1 248</b>
た ば こ 特 別 税	1 421	1 475	1 414	1 337	1 248
<b>東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計</b>	<b>7 820</b>	<b>3 707</b>	<b>3 671</b>	<b>3 939</b>	<b>4 154</b>
復 興 特 別 所 得 税	3 492	3 707	3 671	3 939	4 154
復 興 特 別 法 人 税	4 328	-	-	-	-
<b>そ の 他</b>	<b>-</b>	<b>49</b>	<b>35</b>	<b>23</b>	<b>16</b>
そ の 他	-	49	35	23	16

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

- (備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。
- 2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が用途制限を廃止し、改称されたものである。
- 3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。
- 4 地方法人税は、平成26年度税制改正において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するため創設された。
- 5 国際観光旅客税は、平成30年度税制改正において観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するため創設された。